

# 全日本トラック協会ニュース

## 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク） 認定事業者を発表

**初回認定事業者数は 301事業者（1,739事業所）**

### 「あたりまえを、きちんと。」をキャッチフレーズに PR活動を展開

公益社団法人全日本トラック協会は、平成26年12月18日(木)に「引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の認定事業者を発表し、同日、全日本トラック総合会館において、認定事業者の発表式を開催しました。

初回となる今年度の認定事業者数は、引越サービス名称単位が301事業者(申請数324事業者)、事業所数が1,739事業所(申請数1,763事業所)となった。

同制度は、①安全・安心な事業者の見える化、②引越業界全体のコンプライアンスの向上、③引越における苦情やトラブルの防止を目的として、消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価することを目的として創設されました。

同制度の有効期間は、3年間とし、その後は3年ごとに更新審査を行います。認定事業者は有効期間中の3年間、引越優良事業者として、自社の車両等に「引越安心マーク」ステッカーの添付などが許可されます。

なお、初回の認定期間は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間となります。

また、全日本トラック協会は、消費者向けPR活動として、ホームページ等を活用した普及・促進活動を中心に、「あたりまえを、きちんと。」をキャッチフレーズに、本制度を取得した事業者と連携して、新聞、テレビ等各メディアを通じて、引越繁忙期対策と併せて、「引越安心マーク」の積極的なPR活動を展開します。



### あたりまえを、きちんと。

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#)で検索

# 平成26年度 引越事業者優良認定制度の概要

## 1. 平成26年度 引越事業者優良認定制度に係る認定状況

	申請件数 (A)	不受理件数 (B)	取下げ件数 (C)	不合格件数 (D)	認定件数(E) A-(B+C+D)
事業者 (サービス名称)	324	17	2	4	301
事業所	1,763	16	4	4	1,739

## 2. 制度の目的

最近のインターネット利用の進展等に伴い、消費者と引越サービスを提供する事業者の関係が変化してきています。これに伴い、見積りや契約に関することなどで消費者の期待に著しく反する事案が発生するなど、苦情やトラブルも多くなってきています。

このため、公益社団法人全日本トラック協会では、消費者に安全・安心な引越サービスを提供する事業者の情報を提供することにより、市場においてサービス品質により選択される環境を創出し、品質の向上を図るため、引越事業者又は引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用しているグループを客観的に評価する「引越事業者優良認定制度」をスタートさせることとしました。

引越事業者優良認定制度の目的は、以下の3つを柱としています。

### (1) 安全・安心な事業者の見える化

事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択しやすい環境をつくる。

### (2) 引越業界全体のコンプライアンスの向上

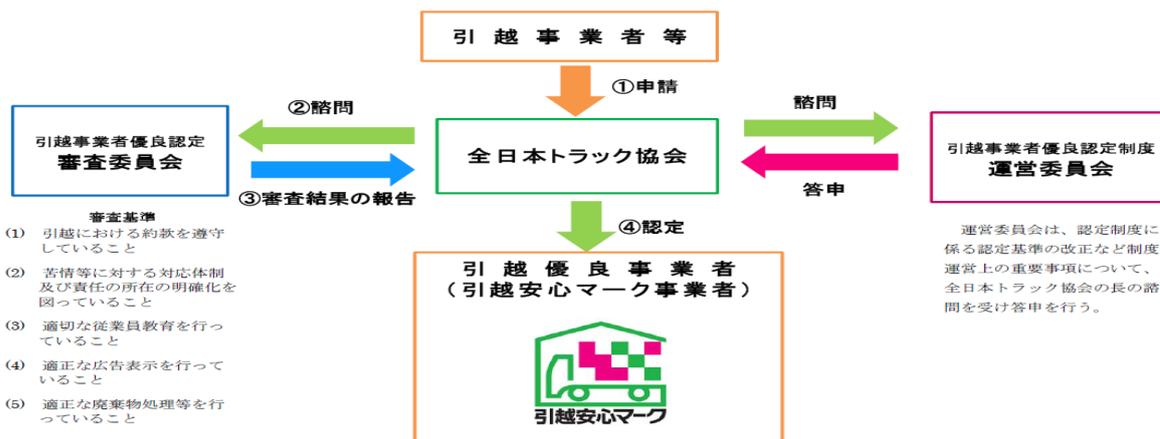
貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

### (3) 引越における苦情やトラブルの防止

苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

## 引越事業者優良認定制度の運営

- ① 申請 申請者は、引越に関わる全ての事業所の資料を取りまとめて全日本トラック協会に直接申請を行う。
- ② 審査委員会への諮問 全日本トラック協会は、申請資格要件を満たす申請について審査を行い、審査委員会に諮問する。
- ③ 審査結果の報告 審査委員会は全日本トラック協会の長の諮問を受け、審査基準を満たしているか確認を行い結果の報告を行う。
- ④ 認定 審査の結果、審査基準を満たすことが確認された引越事業者等を引越優良事業者に認定する。



### 3. 平成26年度引越事業者優良認定制度のスケジュール

- ・平成26年4月14日（月）～7月14日（月） 申請書の頒布期間
- ・平成26年7月 1日（火）～7月14日（月） 申請期間
- ・平成26年12月18日（木） 引越事業者優良認定制度 認定

### 4. 申請資格

- (1) 引越に関わる全ての事業所(営業所)に、全日本トラック協会が申請の前年から3年度以内に行った引越管理者講習を修了した者が1名以上在籍していること。
- (2) 引越に関わる全ての事業所(営業所)が、「安全性優良事業所」(Gマーク認定事業所)であることまたは「安全性優良事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。

### 5. 審査基準

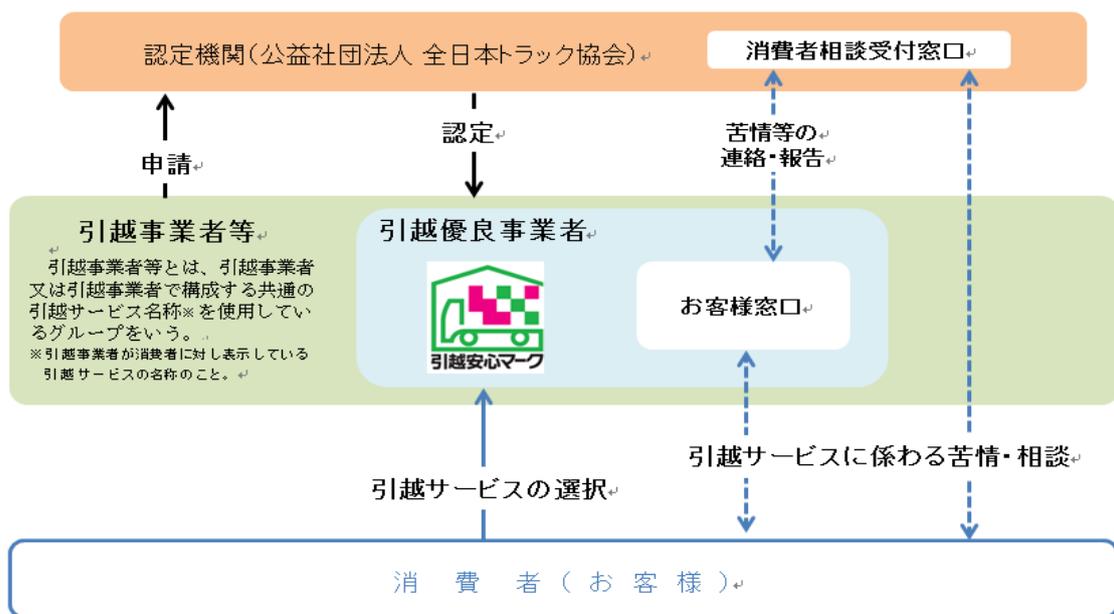
- (1) 引越における約款を遵守していること
- (2) 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていること
- (3) 適切な従業員教育を行っていること
- (4) 適正な広告表示を行っていること
- (5) 適正な廃棄物処理等を行っていること

### 6. 引越優良事業者の有効期間

平成27年1月1日～平成29年12月31日までの3年間

※その後は、3年ごとに更新審査を行う予定

## 引越事業者優良認定制度の概要



本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 大橋・竹内・大里 ☎ 03-3354-1038 (輸送事業部直通)

ホームページ <http://www.jta.or.jp>

## 公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷3-2-5  
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設 立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会 長 星野 良三(ほしの よしみ)
- 4.主たる事業
- ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
  - ②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
  - ③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
  - ④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
  - ⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
  - ⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
  - ⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備・管理・運営、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
  - ⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
  - ⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
  - ⑩会員相互の連絡協調を図る施策
  - ⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業